

雇均総発 0722 第 1 号
令和 7 年 7 月 22 日

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局総務課長
(公 印 省 略)

「年次有給休暇取得促進期間」(10月)における御協力の依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、令和5年に 65.3%と、前年よ
り 3.2 ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、政府目標である 70%とは
いまだ乖離があります。

このため、厚生労働省では、10月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置付
け、年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための集中的な取組を行うこと
としました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画
的付与制度^(※1) や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資す
る時間単位の年次有給休暇制度^(※2) の活用を含め、年次有給休暇を積極的に取
得いただくことにより働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレット
を作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしており
ます。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封の
ポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌やホームページによる周知等に
つきまして、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

また、本リーフレットは、令和7年8月22日（金）に以下のサイトにも掲載
予定ですので、併せてご活用ください。

なお、本通知の電子媒体をご希望される場合、担当までご連絡をお願いいた
します。

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち 5 日を除いた残りの日数について、労使協定を締結す
れば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば、年 5 日の範囲内
で、時間単位の取得が可能となります。(分単位など時間未満の単位での取得は認められ
ません。)

(担当) 厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室
TEL:03-5253-1111 (内線 7915) 藤井



(文例)



事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくな、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。